

令和 3 年 8 月 5 日

第 4 回 廿日市市議会議案説明書

( 第 2 回 臨時会 )

廿 日 市 市



## 第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第20号 専決処分事項の報告について .....	1
----------------------------	---



( 報告第 2 0 号 )

専決処分事項の報告について

( 損害賠償の額を定めることについて )

( 維持管理課 )

1 専決処分した理由

令和 3 年 5 月 2 1 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市阿品台東地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の右前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 3 , 7 6 1 円

3 専決処分年月日

令和 3 年 7 月 5 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

## 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。